

高松市告示第192号

次の区域を高松市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年高松市条例第26号）第4条に規定する賦課対象区域として定めたので、同条の規定に基づき公告します。

令和8年4月1日

高松市長 大西 秀人

高松市上天神町、三条町、太田下町、太田上町、木太町、高松町、林町、多肥下町、多肥上町、仏生山町、円座町、香西東町、香南町由佐、香川町浅野、国分寺町新居、国分寺町新名、牟礼町牟礼の各一部の区域